

新型コロナウイルス感染症の 共済金の給付申請を 忘れずに

宿泊施設

や

自宅

での療養も

保障の対象です。



忘れずに

「新型コロナウイルス感染症」に罹患された学生のみなさんに心からお見舞い申し上げます。学生総合共済では、給付申請を受け付けていますので、忘れずに連絡してください。

申請は **こちら** に連絡ください!

学生総合共済の保障内容・加入・共済金のご請求についてのお問い合わせ

コープ共済センター

(2022年1月1日に大学生協共済・保険サポートダイヤルより名称変更しました)

0120-335-770

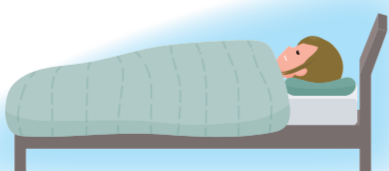
受付時間

9:00~18:00 月~土(祝日含む)
※12/28~1/3はお休みとなります

入院または自宅療養

日額 **10,000円**

医師の指示に基づき臨時宿泊施設(ホテル等)または自宅において入院と同等の療養をする場合も含まれます。



通院

日額 **2,000円**

治療のために通院した場合に保障します。



学業継続

500万円

罹患された扶養者が亡くなった場合、学業継続支援特約の事故死亡を適用します。



※2021年12月1日時点において、新型コロナウイルス感染症を「不慮の事故とみなす感染症」として取り扱っておりますが、今後、感染症法上の位置付けの見直しがされた場合は取扱いが変更となることがございます。

大学生協の学生総合共済(BF型)の加入者が対象です。

※ご加入の型によって保障が異なります。共済加入者証書でご確認の上、上記のコープ共済センターまでお問い合わせください。

未加入の方は
これからでも
加入できます

こころの健康相談・からだの健康相談

学生総合共済加入者の方は学生生活無料健康相談テレホンの利用ができます!

※電話番号は加入時に扶養者住所にお送りした案内でご確認ください。

専門の相談員がお答えします

・健康状態の悩み・コロナ禍で抱える不安や悩みなど

